

札幌市集団資源回収奨励金交付要綱

〔令和5年3月14日〕
環境局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、資源の有効利用に実績のあった集団資源回収実施団体（以下「実施団体」という。）及び集団資源回収実施業者（以下「回収業者」という。）に対し奨励金を交付することにより、資源回収意欲を高め、もって資源再利用運動の一層の促進を図ることを目的とする。

(実施団体)

第2条 奨励金の交付対象となる実施団体は、町内会、自治会、子供会、老人クラブ、PTA、及びその他の住民団体（主として営利を目的とする団体は除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は対象としない。

(1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第二条に規定する暴力団または暴力団員（以下「暴力団員等」という。）が代表者となっているとき

(2) 暴力団員等と密接な関係を有するとき

(実施団体の登録)

第3条 この要綱により奨励金の交付を受けようとする実施団体は、次に掲げる書類をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

(1) 集団資源回収実施団体登録申請書（様式1）

(2) 規約等団体の活動内容が確認できる書類

2 市長は、前項の登録申請があった場合は登録申請事項を審査し、当該申請が適当であると認めるときは実施団体として登録（以下「登録団体」という。）するものとする。

3 登録団体が登録事項を変更したとき、または登録を取消すときは、集団資源回収実施団体実績登録（変更・取消届）届（様式1の2）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 市長は、登録団体が次の各号に該当する場合、当該登録団体の登録を抹消することができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき

(2) 第2条第2項各号に該当すると判明したとき

(3) 市長が特に必要と認めるとき

5 市長は、3年以上継続して実績報告がない登録団体があるときは、当該登録団体の登録を抹消することができるものとする。

6 登録団体は、札幌市が行う集団資源回収に関する調査に協力するものとする。

(登録団体の奨励金の交付対象)

第4条 登録団体に対する奨励金は、登録団体の活動として集団資源回収が行われ、市長の登録を受けた回収業者（以下「登録業者」という。）に資源を引き渡したことに對し交付する。

2 奨励金の対象となる資源回収品目は、家庭生活の中から生じたもので、次に掲げるもの

とする。

- (1) 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）
- (2) リターナブルびん
- (3) 金属類（ただし、スチール缶及びアルミ缶は除く）
- (4) 布類

3 登録団体は、集団資源回収の回収物や回収量について、登録業者と相互に確認を行うものとする。

（登録団体の奨励金交付対象期間）

第5条 奨励金の交付対象期間は、第3条第2項に基づき登録がなされた月の翌月から起算する。

（登録団体の資源回収実績の報告）

第6条 登録団体は、毎年1月に前年の回収実績を報告するため、集団資源回収実施団体実績報告書（口座振替依頼書兼委任状）兼登録変更届（様式2）及び集団資源回収伝票（様式3）を市長に提出するものとする。

2 前項の回収伝票は、資源を引き渡した登録業者が記入するものとする。

（登録団体の奨励金の交付）

第7条 市長は、前条による報告が適正と認める場合は、4月末日までに奨励金を交付するものとする。

（登録団体の奨励金交付額）

第8条 登録団体に対する奨励金の額は、対象品目の総重量に対し1kg当たり4円とする。

2 リターナブルびんの重量は、1本0.7kgとして換算する。

3 前2項の規定により計算された奨励金の額に100円未満の金額がある場合は、当該100円未満の金額は、切捨てとする。

4 1団体の奨励金の額は、年に90万円を上限とする。

（登録団体の加算金の交付）

第8条の2 第7条により奨励金が交付される団体のうち、次の各号の基準を満たす団体に対し、インセンティブとして加算金を交付する。

(1) 第6条第1項の規定に基づき提出された報告書に記載された対象品目の総重量について、次項に規定する、基準となる年（以下「基準年」という。）の対象品目の総重量の実績と比較し、その数量が増加した団体

(2) 第6条第1項の規定に基づき提出された報告書に記載された、第4条第2項第2号から第4号に定める資源回収品目の回収量合計について、次項に規定する基準年の同品目における回収量合計の実績と比較し、その数量が増加した団体

2 前項に掲げる基準年は平成26年とする。ただし、第5条に規定された奨励金交付対象期間の起算月が当該基準年中にあたる場合、前項第1号及び第2号における基準年の回収量を、別表に基づき算出する。また、奨励金交付対象期間の起算月が基準年の翌年以降にあたる団体は、当該起算月が属する年を基準年とし、別表に基づき回収量を算出する。

- 3 基準年において、すでに登録団体であるものの、第6条に規定する回収実績の報告がなされていない場合、前項にかかわらず、同年以降に最初に報告された回収月が属する年を基準年とする。
- 4 基準年以降に複数の実施団体が統合された場合、当該団体の基準年の回収量は、統合前の各実施団体の回収実績の合計値とする。また、基準年以降に1つの実施団体が複数に分割された場合、分割前の基準年の回収量を、分割後の各実施団体の世帯数に応じて按分した値を基準年の回収量とする。
- 5 加算金の交付額については、以下のとおりとする。
 - (1) 第1項第1号の規定に該当する団体に対し交付する加算金について、第6条の規定に基づき報告された対象品目の総重量の実績から、本条第2項または第3項に規定する基準年における対象品目の総重量の実績を差し引いた数量1kg当たり3円とした額
 - (2) 第1項第2号の規定に該当する団体に対し交付する加算金について、第6条の規定に基づき報告された第4条第2項第2号から第4号に定める資源回収品目の総重量の実績から、本条第2項または第3項に規定する基準年の同品目における回収量合計の実績を差し引いた数量1kg当たり7円とした額
- 6 前項の規定により算出された加算金の額に100円未満の金額がある場合は、当該100円未満の金額は、切捨てとする。

(登録団体の奨励金及び加算金交付方法)

第9条 奨励金及び加算金（以下「奨励金等」という。）は、口座振替により交付するものとする。

- 2 口座は登録団体名義のものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(奨励金の返還及び不交付)

第10条 団体が次の各号に該当する場合は、市長は、交付した奨励金等の全部若しくは一部の返還を命じ、以後当該団体に対し、奨励金等の全部若しくは一部を交付しないことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金等の交付を受けたものがあるとき
- (2) 第2条第2項各号に該当すると判明したとき
- (3) 回収実績の報告が、著しく信頼性に欠けると判断したとき

(回収業者)

第11条 この要綱による登録を受けることができる回収業者は、市内の家庭から排出される古紙・びん等の資源を回収し原料問屋に引き渡す等、資源化ルートに乗せることができる法人または個人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人または個人は対象としない。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第二条に規定する暴力団または暴力団員（以下「暴力団員等」という。）が代表者または役員等となっているとき
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき

- (3) 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用しまたは使用しているとき
 - (4) 暴力団員等と密接な関係を有するとき
 - (5) 過去に虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付に係わった回収業者の代表者が代表者または従業員であるとき
- (回収業者の登録)

第12条 第4条第1項の市長の登録を受けようとする回収業者は、次に掲げる書類をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 集団資源回収実施業者登録申請書（新規・更新）（様式4）
- (2) 札幌市提出用の納税証明書（指名願）
- (3) 申請者が法人の場合は登記簿謄本または登記事項証明書の写し、個人の場合は代表者の身分証明書の写し

2 市長は、前項の登録申請があった場合は登録申請事項を審査し、当該申請が適当であると認めるときは集団資源回収実施業者として登録するものとする。

3 登録業者が登録事項を変更したときは、集団資源回収実施業者登録（変更・取消）届（様式4の3）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 登録業者が登録を取消すときは、集団資源回収実施業者登録（変更・取消）届（様式4の3）を速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、登録業者が次の各号に該当する場合、当該登録業者の登録を抹消することができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付に係わったとき
- (2) 第11条第2項各号に該当すると判明したとき
- (3) 市長が特に必要と認めるとき

6 登録業者は、登録団体と取り決めた回収物は必ず回収するものとし、回収量について、登録団体と相互に確認を行うものとする。

7 登録業者は、札幌市が行う集団資源回収に関する調査に協力するものとする。

(登録の更新)

第13条 前条の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新を受ける場合は、前条第1項の書類を添付する。

(登録業者の奨励金の交付対象)

第14条 登録業者に対する奨励金は、登録業者が、登録団体から資源を引き受け、当該団体から引き受けた資源を原料問屋等に引き渡すなど、資源化ルートに乗せたことに対し、交付する。

2 奨励金の対象となる資源回収品目は、第4条第2項に掲げたものとする。

(登録業者の奨励金の交付対象期間)

第15条 回収業者に対する奨励金の交付対象期間は、第12条第2項に基づき登録がなされた月の翌月から起算する。

(登録業者の資源回収実績報告)

第16条 登録業者は、毎年3月に前年の回収実績を報告するため、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 集団資源回収実施業者実績報告書(口座振替依頼書兼委任状)(様式5)
- (2) 問屋計量伝票
- (3) 札幌市提出用の納税証明書(指名願)
- (4) 申請者が個人で、市民税が非課税である場合には、市民税に関する申立書(様式4の2)

(登録業者の奨励金の交付)

第17条 市長は、前条による報告が適正と認める場合は、5月末日までに奨励金を交付するものとする。

(登録業者の奨励金交付額)

第18条 登録業者に対する奨励金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 雑誌、紙パック、その他紙、びん類、金属類について、重量に対し1kg当たり1円
- (2) ダンボール、布類について、重量に対し1kg当たり4円

2 前項の量は第6条に基づき報告された量とする。

3 第1項の規定により計算された奨励金の額に1,000円未満の金額がある場合は、当該1,000円未満の金額は、切捨てとする。

4 1業者の奨励金の額は、年に200万円を上限とする。

(登録業者の奨励金交付方法)

第19条 奨励金は、口座振替により交付するものとする。

(奨励金の返還及び不交付)

第20条 登録業者が次の各号に該当する場合、市長は、交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じ、以後当該業者に対し、奨励金の全部若しくは一部を交付しないことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたものがあるとき
- (2) 第11条第2項各号に該当すると判明したとき
- (3) 回収実績の報告が、著しく信頼性に欠けると判断したとき

(登録業者の奨励金制度の廃止)

第21条 第13条から前条までの規定は、古紙市況が回復し、市長が当該奨励金の交付が必要ないと認めたときは廃止する。

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

(経過措置) この要綱の施行日までの間に登録された実施団体及び回収業者

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成3年8月までの間に登録された実施団体に係る奨励金の交付対象期間は、平成3年9月から起算する。

3 第6条の規定にかかわらず、平成3年度における資源回収実績報告書は、次により市長に提出するものとする。

9月から12月までの回収分・・・・・・・・・・・・・・・・1月末日まで

4 第7条の規定にかかわらず、平成3年度における奨励金は、次により交付するものとする。

9月から12月までの回収分・・・・・・・・・・・・・・・・4月末日まで

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年1月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成10年11月13日から施行する。

2 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱(平成3年7月1日局長決裁)は廃止する。

(経過措置)

3 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱(平成3年7月1日局長決裁)に基づき、この要綱の施行日までの間に登録された実施団体は、この要綱により登録したものとみなす。

4 第4条、第6条第2項及び第8条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施団体が行う集団資源回収に係る奨励金について適用し、同日以前に行われた実施団体の集団資源回収にかかる奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱(平成10年11月13日局長決裁)は廃止する。

(経過措置)

3 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱(平成10年11月13日局長決裁)に基づき、この要綱の施行日までの間に登録された実施団体及び回収業者は、この要綱により登録したものとみなす。

4 第8条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施団体が行う集団資源回収に係る奨励金について適用し、同日以前に行われた実施団体の集団資源回収にかかる奨励金については、なお従前の例による。

5 第13条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行日までの間に登録を受けた回収業者の登録の効力は平成14年6月までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

2 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱(平成14年3月29日局長決裁)は廃止する。

(経過措置)

- 3 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱（平成14年3月29日局長決裁）に基づき、この要綱の施行日までの間に登録された実施団体及び回収業者は、この要綱により登録したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱（平成18年11月20日局長決裁）は廃止する。

(経過措置)

- 3 第6条の規定に関わらず、札幌市集団資源回収奨励金交付要綱（平成18年11月20日局長決裁）に基づき、平成21年12月31日までの間の回収実績申告を行った実施団体及び回収業者は、この要綱により報告したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 札幌市集団資源回収奨励金交付要綱（平成20年12月12日局長決裁）は廃止する。

(経過措置)

- 3 第8条第1項及び第4項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施団体が行う集団資源回収に係る奨励金について適用し、同日以前に行われた実施団体の集団資源回収にかかる奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第18条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に登録業者が行う集団資源回収に係る奨励金について適用し、同日以前に行われた登録業者の集団資源回収にかかる奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

別表

| 第 5 条に規定された 奨励金交付対象期間 起算月 | 比較対象となる基準年の 回収量の算出方法 |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1 月 | 回収量実績のとおり |
| 2 月 | 回収量実績の 12/11 |
| 3 月 | 回収量実績の 12/10 |
| 4 月 | 回収量実績の 12/9 |
| 5 月 | 回収量実績の 12/8 |
| 6 月 | 回収量実績の 12/7 |
| 7 月 | 回収量実績の 12/6 |
| 8 月 | 回収量実績の 12/5 |
| 9 月 | 回収量実績の 12/4 |
| 10 月 | 回収量実績の 12/3 |
| 11 月 | 回収量実績の 12/2 |
| 12 月 | 回収量実績の 12/1 |

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 8 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施団体が行う集団資源回収に係る奨励金について適用し、同日以前に行われた実施団体の集団資源回収にかかる奨励金については、なお従前の例による。